

アジア諸国とのFTA締結に際して思うこと 特にベトナム国の場合

WTOの新農業交渉がいま最終段階を迎えている。関税上限枠の大幅一律引き下げは、米作を根幹にして成り立っているわが国の農業と農村を守っていく上で譲許できない死活問題である。「譲れるものは譲るが守るべきは守る」という原則がこれからも揺らぐことなく貫かれていくことを期待したいが、WTO交渉の一方で、特定の国または地域間でのFTA（自由貿易協定）の締結が、最近の世界の新しい動向となっている。わが国もまたその方向で、特にアジアの多くの国々との間で、新しい関係構築を急ごうとしている。シンガポールやマレーシアとの協定締結が終わり、タイ、インドネシア、ベトナム等との交渉が現在進行中のようなのである。

貿易の自由化を目指した協定である以上、FTAあるいは経済連携協定（EPA）の場合にも、国や地域間にはWTOの場合と同様の経済的利害対立や摩擦が付きまとうことは避けられない。この点で、これまでの諸ケースでは、国内農業の維持やWTO合意との整合性の保持等の理由から、農林水産物に関してはWTOですでに譲許した枠組みに即してFTA協定は締結され、関税枠の引き下げも段階的に実施するようになってきているのがこれまでの大方の実績である。そうした枠組みを前提にすると、農業分野でセンシティブとなる品目は特に東南アジア諸国の場合には意外と少ないのが実情のようなのである。ベトナムの場合もそうである。

昨年暮れからFTA締結への予備交渉が始まったベトナムでは、1986年に始まった市場経済化に向けた改革の進展に伴って農業生産は躍進した。だが最近では、ハノイとホーチミンの南北二大都市圏に集中して経済発展が進行してきた中で農民所得は伸び悩み、都市と農村での所得較差が次第に増大し、農村での貧困層の堆積が大きな問題となってきている。アジアの経済発展の先行モデルとなってきた日本や台湾の場合には、戦後の農業復興と農村経済の発展が、

食料の安定供給の他，国内市場の拡大，資本の蓄積，質の高い労働力の形成と他産業への移転等と結び付き，それによって特に経済発展の初期段階で農業が大きな役割を果たしてきたのに対して，ベトナムでは長い戦禍と国際的に孤立した社会主義経済体制の下で農業が著しく立ち遅れた状況から改革が始まり，諸外国からの直接投資や海外援助が主になって都市中心に経済成長がもたらされてきたためである。農業の発展と農村経済の高揚がベトナムでの健全な国づくりの要諦をなす問題であるように考えられる。

いまベトナムでの農業発展を制約している理由には，農業インフラ整備の問題を含む一連の技術的要因から市場流通条件の整備の遅れ，さらにはいまでも増加し続けている農業就業人口といった構造的要因や市場経済化に向けた改革の実質的遅れに起因している制度的要因に至るまでの多種多様なものが含まれている。それらの問題解決には，明治末から昭和30年代に至るまでの間にわが国の農業と農村が辿った発展過程での経験から実に多くの示唆が引き出せるように思われる。

日本とベトナム相互の自由貿易協定の締結は工業の面でも農業の面でも相互の利益と結びつくものでなければならない。すでに重要な品目となっているエビ等を除くと，農林水産物の新しい輸出相手国として日本に期待できるものは意外と少ないことを考えると，協定締結の後には，ベトナムの農業発展への日本側からの種々の知的技術的支援が大きな比重を占めなければならないだろう。有能勤勉で民族性の面でも日本人と強い共通性をもち，日本と日本人に対する期待と信頼感も極めて強い上に，ベトナムはこれからのアジアの中での日本の国際関係の中で格別の重要性を持っているように考えられる。

そうしたベトナム，あるいはその他のアジア諸国との緊密な相互友好協力関係の確立が，FTA締結を機に，農業サイドからも積極的に推進されて行く必要があるのではないかと考えるところである。

(九州大学名誉教授 長 憲次・ちょうけんじ)